

地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書案

本県では、現在、地域医療構想の策定が進められているところであるが、その過程において、国の地域医療構想策定ガイドラインに基づいて算出された平成37年の本県における必要病床数の推計結果は約13,600床であり、現在の稼働病床数に比べて約2,200床少なく、今後、大幅な削減が行われることが懸念されるところである。

国・地方ともに厳しい財政状況の中、持続可能な社会保障制度の確立を図るための医療費の適正化に向けた取組の必要性は十分理解できるものの、病床の大幅な削減が行われれば、地域の医療ニーズに十分応じることができなくなるおそれがあるばかりでなく、医療機関の経営基盤を揺るがすとともに、医療従事者の雇用機会の喪失、さらには、将来の医療従事者を目指す若者の士気をも低下させることにつながり、結果的に地域の医療提供体制を崩壊させることになりかねない。

よって、国においては、今後、地域の実情に応じた地域医療構想を策定し、これを実現する過程において、柔軟に対応することを可能とする制度の運用が行われるよう、強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 中村進一

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

内閣官房長官

診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書案

平成 28 年度の診療報酬改定では、診療報酬本体はプラス 0.49%となったものの、薬価等についてはマイナス 1.33%となり、実質マイナス改定となった。

適切な診療報酬の水準が確保されなければ、医療機関の経営が厳しいものとなり、医療技術の質を保つことも困難になり、国民が安心して医療機関を受診することができなくなるおそれがある。

また、平成 27 年に改定された「公立病院改革ガイドライン」に基づき、公立病院への地方交付税の算定基礎が許可病床数から稼働病床数に切り替えられたことにより、地方交付税による財政措置額が減少し、へき地、救急医療など不採算部門を担っている公立病院の経営は一層厳しいものとなっている。

このような状況においては、医師や看護師が不足しているために一時的に閉鎖している病床を、将来にわたって閉鎖を固定化する事態も想定される。

医療機関における病床の削減は、出産のできる医療施設や救急医療の受入れ施設が減少している現状に、更に拍車をかけることにもつながりかねず、安心して生活することが一層困難になることが予想される。

よって、本県議会は、国において、下記の事項に取り組みされるよう強く要望する。

記

- 1 診療報酬の引下げは行わないこと。
- 2 公立病院の運営に対する地方財政措置の充実及び確保を図ること。
- 3 地域の医療需要を満たす医療提供体制を構築すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 中村進一

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

厚生労働大臣

規制改革担当大臣

子ども、一人親家庭及び障がい者の医療費助成の制度化と 国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書案

我が国においては、少子化対策が喫緊の課題となっており、若い世代の希望がかない安心して結婚し、子育てをすることができる環境の整備に向けて、子育ての負担の大胆な軽減などを図らなければならない状況にある。

また、経済的格差が拡大する中、一人親世帯や障がい者世帯の貧困化も大きな問題となっており、これらの世帯が、経済的な理由により命に関わる医療の受診を抑制されることがないように、適切な措置を講じることが求められている。

このような状況を踏まえ、子育て世帯、一人親世帯及び障がい者世帯の医療費の負担軽減を図り、疾病の早期診断と早期治療を促進するため、全ての都道府県において、医療費の無料化を含む様々な助成制度が実施されているところである。しかしながら、これらの事業は厳しい財政状況の中での地方単独事業であるため、結果として、助成対象年齢や自己負担額などに地域間格差が生じている実態がある。

更に、地方公共団体が行っている医療費助成については、子育て世帯等を支援する重要な施策であるにもかかわらず、国民健康保険の国庫負担金や普通調整交付金が減額調整の対象とされており、施策を推進するに当たり、大きな支障ともなっている。

よって、本県議会は、子育て世帯、一人親世帯及び障がい者世帯への支援の観点から、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 子ども、一人親家庭及び障がい者の医療費助成を国の制度として創設すること。
- 2 1の制度が創設されるまでの間、地方公共団体が行う医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 中 村 進 一

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣 (少子化対策)

社会保障・税一体改革担当大臣

介護保険制度における軽度者への福祉用具 貸与及び住宅改修の継続を求める意見書案

平成 27 年 6 月、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（骨太方針）が閣議決定された。この方針には、社会保障分野の歳出を重点的に削減するため、次期介護保険制度改革に向けて、「軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討を行う」ことが盛り込まれている。また、財政制度等審議会の財政制度分科会においては、軽度者に対する福祉用具貸与及び住宅改修について、原則として自己負担する制度への切替えが提案されているところである。

しかしながら、現行の介護保険制度による福祉用具のサービスは、介護支援専門員が作成する居宅サービス計画に基づき、福祉用具専門相談員が福祉用具サービス計画を作成し、これによって適切なサービスを提供するものとされており、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしている。

仮に、福祉用具貸与や住宅改修の利用が原則として自己負担することになれば、手すり、歩行器等の利用が減り、転倒、骨折などが発生しやすくなり、介護度の重度化を招くことで訪問介護等の人的サービスの利用が増大することになりかねない。このことは、保険給付の抑制という目的に反して、かえって保険給付の増大を招き、介護人材の不足に拍車をかけることにもなりかねない。

よって、本県議会は、今後の超高齢社会に向けて、軽度者向けの福祉用具貸与及び住宅改修の利用については、現行どおり介護保険の保険給付の対象として継続することを強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 中 村 進 一

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

社会保障・税一体改革担当大臣

常任委員会活動の評価について

1 チェックシートによる評価

3月7日（月）予算決算常任委員会理事会

3月8日（火）常任委員会（戦略企画雇用経済、環境生活農林水産、健康福祉病院）

3月9日（水）常任委員会（総務地域連携、防災県土整備企業、教育警察）

- (1) チェックシートの項目を参考に、1年間の委員会活動を振り返り、良かった点、改善すべき点等を協議する。
- (2) 正副委員長、委員（理事）がそれぞれチェックシートに評点等を記載して提出する。

2 委員会活動評価総括表（案）について協議

3月10日（木）常任委員会（戦略企画雇用経済、環境生活農林水産、健康福祉病院）

3月14日（月）常任委員会（総務地域連携、防災県土整備企業、教育警察）

3月17日（木）予算決算常任委員会理事会

1での議論とチェックシートによる評価結果を踏まえて作成する「委員会活動評価総括表（案）」について協議し、決定する。

3 委員長会議での報告

3月22日（火）委員長会議

委員長から、「委員会活動評価総括表」により、1年間の委員会活動の評価を報告する。

※委員長会議開催後に常任委員会を開催した場合には、「委員会活動評価総括表」への補足の有無・内容について、当該委員会（理事会）において協議し、補足後の「委員会活動評価総括表」を委員長から議長に提出する。

4 次期委員会への引継ぎ

5月16日（月）委員長会議（予定）

議長から、次期委員長に、前期の委員会活動の評価を引き継ぐ。

チェックシート

資料2

議会活動の中心的な役割を果たす各常任委員会において、委員会活動が「監視・評価・政策立案・政策提言」の充実に寄与できたかという観点から評価を行うためのチェック項目をまとめました。

これまでの委員会活動を振り返り、評価の視点を参考にして、委員（理事）の皆さんで自己評価を行っていただき、5段階評価をしてください。（但し、例えば「公聴会」を開催しなかった時などは、該当なしとして当該項目の評価欄は「－」をつけてください。）

委員会名（ ）

項目	評価の視点	評価
(1)年間活動計画の進捗度	年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。 (評価点の理由や気づいた点があれば、記載してください。) []	
(2)委員会運営の円滑度	すべての議案・事項を丁寧に調査・審査しましたか。 委員会で十分な議論をしましたか。 委員長報告が各委員の合意したものとなるように努めましたか。 (評価点の理由や気づいた点があれば、記載してください。) []	
(3)議員間討議の充実度	議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を十分に行いましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。 (評価点の理由や気づいた点があれば、記載してください。) []	
(4)県内調査の充実度	県内調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。 (評価点の理由や気づいた点があれば、記載してください。) []	
(5)県外調査の充実度	県外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。 (評価点の理由や気づいた点があれば、記載してください。) []	

項目	評価の視点	評価
(6)参考人招致の活用度 (参考人招致を行った場合のみ評価)	参考人の意見は調査・審査の参考となりましたか。 参考人から十分な調査を行うことが出来ましたか。 参考人招致における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。 (評価点の理由や気づいた点があれば、記載してください。) []	
(7)公聴会の活用度 (公聴会を開催した場合のみ評価)	公聴会での意見は調査・審査の参考となりましたか。 公聴会では十分な調査を行うことが出来ましたか。 公聴会における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。 (評価点の理由や気づいた点があれば、記載してください。) []	
(8)施策への反映度	調査・審査の結果、特に重要な事項については執行部に経過報告を求めましたか。 執行部に経過報告を求めた事項について、その後の経過確認を行いましたか。 調査・審査の結果は執行部の施策等に反映されましたか。 (評価点の理由や気づいた点があれば、記載してください。) []	
(9)調査・審査への活用度	議員勉強会における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。 「みえ現場de県議会」における県民の意見をその後の調査・審査に活用しましたか。 「みえ高校生県議会」における高校生の意見をその後の調査・審査に活用しましたか。 (評価点の理由や気づいた点があれば、記載してください。) []	

※評価は各項目毎に行い、5点満点とします。(5点・・・大変良くできた、4点・・・良くできた、3点・・・概ねできた、2点・・・あまりできなかった、1点・・・できなかった)
 但し、該当項目がない場合は評価を行いません。

～ ありがとうございました。～

() 委員会活動評価総括表

1 委員会活動の振り返り（委員間討議の結果の概要を記載する）

・
・
・

2 各委員（理事）の評点の平均点

項目	評価の視点	平均点
(1)年間活動計画の進捗度	年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。 (その他、評価の理由等(自由記載)) []	
(2)委員会運営の円滑度	すべての議案・事項を丁寧に調査・審査しましたか。 委員会で十分な議論をしましたか。 委員長報告が各委員の合意したものとなるように努めましたか。 (その他、評価の理由等(自由記載)) []	
(3)議員間討議の充実度	議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を十分に行いましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。 (その他、評価の理由等(自由記載)) []	
(4)県内調査の充実度	県内調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。 (その他、評価の理由等(自由記載)) []	
(5)県外調査の充実度	県外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。 (その他、評価の理由等(自由記載)) []	

項目	評価の視点	平均点
(6)参考人招致の活用度 (参考人招致を行った場合のみ評価)	参考人の意見は調査・審査の参考となりましたか。 参考人から十分な調査を行うことが出来ましたか。 参考人招致における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。 (その他、評価の理由等(自由記載)) []	
(7)公聴会の活用度 (公聴会を開催した場合のみ評価)	公聴会での意見は調査・審査の参考となりましたか。 公聴会では十分な調査を行うことが出来ましたか。 公聴会における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。 (その他、評価の理由等(自由記載)) []	
(8)施策への反映度	調査・審査の結果、特に重要な事項については執行部に経過報告を求めましたか。 執行部に経過報告を求めた事項について、その後の経過確認を行いましたか。 調査・審査の結果は執行部の施策等に反映されましたか。 (その他、評価の理由等(自由記載)) []	
(9)調査・審査への活用度	議員勉強会における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。 「みえ現場de県議会」における県民の意見をその後の調査・審査に活用しましたか。 「みえ高校生県議会」における高校生の意見をその後の調査・審査に活用しましたか。 (その他、評価の理由等(自由記載)) []	

※評価は5点満点です。(5点・・・大変良くできた、4点・・・良くできた、3点・・・概ねできた、2点・・・あまりできなかった、1点・・・できなかった)

健康福祉病院常任委員会 活動計画（実績）書（平成27年5月～平成28年5月）

平成28年3月8日現在

1 所管調査事項

- ・保健衛生行政の推進について
- ・社会福祉及び社会保障の推進について
- ・地域医療対策について
- ・子ども及び青少年の育成について
- ・病院事業の運営について

2 重点調査項目

- (1) 少子化対策の推進について
- (2) 地域における医療と介護の体制について
- (3) 障がい者の自立と共生について
- (4) 貧困の連鎖解消の取組について

3 活動計画表

重点調査項目	平成27年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成28年 1月	2月	3月	4月	5月
(1) 少子化対策の推進について (2) 地域における医療と介護の体制について (3) 障がい者の自立と共生について (4) 貧困の連鎖解消の取組について	常任委員会 所管事項説明 (5/26)	常任委員会 議案の審査、所 管事項の調査等 予決分科会 補正予算等 (6/8, 18, 22)	県内調査 (7/23)	県内調査 (8/3) 県外調査 (8/26～28)		常任委員会 議案の審査、 所管事項の調 査等 予決分科会 決算認定、補 正予算等 (10/6, 8)	予決分科会 決算認定、当 初予算編成に 向けての基本 的な考え方 (11/5)	常任委員会 議案の審査、所 管事項の調査 等 予決分科会 補正予算等 (12/9, 11)		予決分科会 補正予算 (2/25)	常任委員会 議案の審査、所 管事項の調査等 予決分科会 当初予算、補正 予算等 (3/8, 10)		
執行部の主な予定		成果レポート (案)			三重県まち・ ひと・しごと 創生総合戦略 (最終案) みえ県民カピ ジョン・行動 計画 (中間案)	企業会計決算 一般会計、特 別会計決算 平成28年度経 営方針 (案)	当初予算の考 え方	当初予算要求 状況 みえ県民カピ ジョン・行動計 画 (最終案)		当初予算案	平成28年度経 営方針		

4 県内外調査について

(1) 県内調査

- 7月23日（日帰り） 特別養護老人ホームや児童養護施設、名張版ネウボラの取組について調査しました。
- 8月3日（日帰り） 就労継続支援A型事業所、社会福祉法人と地域組織の連携による高齢者介護サービス、三重県立総合医療センターの取組について調査しました。

(2) 県外調査

- 8月26日～28日（2泊3日） 貧困の連鎖解消の取り組みにおける子どもへの教育支援（埼玉県）、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが一緒に身近な地域で福祉サービスを受けられるNPO法人の取組（富山県）、手話言語条例（神奈川県）などについて調査しました。

平成27年度の主な議会の取り組み（参考）

- 1 議員勉強会の開催
 - ・第1回 「人口減少社会の移住・定住促進～地域における魅力ある生き方『半農半X』～」
塩見直紀 氏（半農半X研究所代表）
 - ・第2回 「多様化する広報媒体と、その特徴を活かした効果的な広報」
北村啓司 氏（株式会社CAP プロデューサー）
 - ・第3回 「地方創生と三重大学の役割」
駒田美弘 氏（三重大学学長）
- 2 みえ現場 de 県議会の開催
 - ・第1回 「若者の声を県政に～地方創生と人口減少対策～」
 - ・第2回 「鳥獣害に強い地域づくり」
- 3 人口減少対策調査特別委員会の設置
- 4 地方創生に関する政策討論会議の設置
- 5 三重県手話言語に関する条例検討会の設置
- 6 「成果レポート」に基づく今後の県政運営等に関する知事への申し入れ
- 7 「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」（仮称）最終案などに関する知事への申し入れ
- 8 公共政策大学院からのインターンシップ実習生の受入れ